

「国判」に押された倉印について

土 橋 誠

1. はじめに

印章に関する研究は、これまでは主として美術的関心からとりあげられることが多く、^(注1)
本格的な研究は、石井良助の法制史の立場からのものと木内武男の印章の研究程度しかな
かった。^(注2) 1966年になって荻野三七彦が石井の研究を発展的に継承することによって、よう
やく古文書学の立場から光があてられるようになった。^(注3) その後、木内も印章そのものの研
究を進めたが、^(注4) 古文書学の中における印章の研究はまだ充分進んだとは言えない。^(注5)

このような段階にある印章研究であるため、いまだ解明されていない点も数多くある。
ここでとりあげる「倉印」もその1つである。倉印は、国内の各正倉の印章で、8世紀に
おいては「因幡国戸籍」に見られるように公文書に押印されている。この印章は、律令に
規定されていない。律令には「内印」・「外印」・「諸司印」・「諸国印」の規定があり、一般
にはこれらを「公印」と総称している。^(注6) これに対し「郡印」・「郷印」・「軍団印」等は律令
の規定にないが、公印と同様な用いられ方をしているので、「準公印」と呼んでいる。こ
れらのほか、「家印」や「個人印」といった「私印」もあるが、ここでとりあげる倉印は
公印のように用いられているので、「準公印」に含めて考えるべき印章である。^(注7)

本稿では主としてこの印章がどのような押され方をし、どのような性質を持つのかを考
察の対象とし、併せて日本古代の印章のあり方の中に位置づけてみたい。

2. 「国判」における押印

倉印が最も多く押されたのが「国判」である。「国判」は、部内の郡や社寺などから国
府に上申された文書に対して国司が「判」を加えることを意味する。「国判」のある文書
には、売買公券のように、国司が寺社などに荘園領主や在地領主としての権利を保証する
公驗が多い。「国判」のある文書は一般的に権利者のもに残るが、佐藤進一はその時期
を11世紀頃と推定した。^(注8) 「国判」は国司文書に分類されるが、この「国判」ほど交付先の
はっきりした例は少ない。国司文書の場合、その交付先は権利者であると言われている。^(注9)
権利者と文書の宛所とは必ずしも一致せず、むしろ、いわゆる「国判」文書は権利者に直
接交付されていたという。

「国判」が権利者の手元に確実に残るようになるのは、佐藤の言うように、11世紀中頃まで待たねばならないが、「国判」の様式自体はすでに8世紀段階で成立していたのである。^(注10) 一般的な「国判」の様式は、国府(国衙)に提出された牒の奥に国司が証明を加えるというもので、中には単に署名だけしかないものもある。

謹解 申家地賣買券文事

合地捌段屋貳間 有宇治郡加美郷堤田村 直絶拾迄税布拾端

地主加美郷戸主宇治宿祢大國

以前地、賣進舊正三位藤原南夫人家已訖、仍具録状、謹解、

天平廿年八月廿六日

賣地人宇治宿祢大國

判郡司

大領外正七位下宇治宿祢君足

主帳无位今木連安万呂

少領外從八位下宇治宿祢都惠

「判國司

介從五位下勲十二等若犬養宿禰東人

史生正八位上船連田作

史生從八位下大友村主眞君

天平廿年十月十八日」

これは東南院文書として伝わった「山城國宇治郡加美郷屋地賣買券」^(注11)である。「」以外には申請者から郡司に提出されたとき、「宇治郡印」が押されている。後に、解として国司のもとへ提出され、国司がこの売買を認めたという意味で「国判」を加えた上、「山背國印」を押している。つまり、これまで言われているとおり、「国判」は申請者に国司の認可が書き加えられたもの^(注12)ということができる。従って、申請した文書そのものは、「国判」が加えられた後、権利者のもとに交付されて、後日のための保証とされたと考えるのがよからう。この形態を「国判」の一般的あり方と定義することにしたい。

この史料の場合、山背国府から権利者である藤原南夫人家(武智麻呂の女、聖武天皇夫人、但しこの時すでに没していた)へ交付されたとみられる。その後、何らかの理由で東大寺にその地が施入されたため、文書が東南院に伝世したのであろう。このように考えてよいならば、まだ、8世紀段階では文書の正文が権利者の手元に残るとは限らず、移動の可能性があったとみななければならない。むしろ、土地の権利者の変更に伴って証明書である文書が移動したということであって、その意味では8世紀においてはその土地の由来を明らかにする必要があったのかもしれない。しかし、11世紀の中頃以降、正文が権利者の手元に残るようになったのは、「国判」を含む国司文書の証明書の性質が土地をめぐる

争論の際に必要なようになってきたためではなかろうか。また、案文については、必ず国衙に保管されていた。「国判」を出すにあたって国司は領主申請の領地について国図等で必ず照合しており、その時によく「後施入省符并代々國判」に明らかとして官物を免除する例が多い。^(注13)この事実は見田照合に際し、国衙田所で「国判」の案文を参照できたことを示している。すなわち、「国判」案文が国衙に保管されていたことは、このことから明らかであろう。

ところで、「国判」には国印が押されている場合が多い。国印は諸国印のことで、律令に規定された公印である。「国判」を国司の署名や印章の有無といった観点から分類すると、次の3例に分けることができる。^(注14)

- (1) 判のあとに国司(四等官)全員が自署し、「国判」の部分に国印を押したもの。
- (2) 判のあとに国司のうち、守だけが自署し、「国判」の部分に国印を押したもの。
- (3) 判のあとには国司の自署もしくは花押のみで、国印が押されていないもの。

(1)の形態は、すでに述べたように「国判」の最も標準的あり方で、8世紀に確立した様式と言うことができる。但し、先述の「宇治宿祢大國」の例はこれとは若干異なる。先の例では「判」の部分に国司の裁決がなく、書き出しも「国判」で始まらないばかりか、国司の自署も介(次官)のものしかない。しかし、これより4年後の天平勝宝3年8月2日の「近江國甲可郡蔵部郷墾田野地賣買券」では、

國判依請

介從五位下熊凝朝臣五百嶋

少掾正六位上播美朝臣奥人

員外少目正七位上穴太史老

醫師少初位上物部□連□

天平勝寶三年八月二日

^(注15)とあり、その書き出しが「國判」で始まるだけでなく、介・少掾・員外少目などの自署がある。このことから考えると、まだ、8世紀前半の段階では完全な「国判」の様式は確立しておらず、8世紀中頃以降に売買立券が盛行するに至り、様式的に確立したとみてよからう。事実8世紀段階では国衙に文書が達する前に郡衙を経由し、郡司の「郡判」が加えられた例がみられる。売買公券がそれにあたるが、「郡判」は郡衙の変質とともにしだいにみられなくなる。富田正弘は、国司文書一般が国司全員の「官位書(官位姓名を書いた部分)」及び「署判(自署や花押の部分)」が必要であったと説いたが、^(注16)「国判」はまさしく国司文書であり、この(1)の例が「国判」の基本であったことがわかる。

(2)は10世紀になって現われる様式で、官位書の部分はあるものの、署判は国司の守のものしかない。富田によれば、この様式の出現は(1)の様式にみられる国司連座制が崩れて、

受領による支配体制の成立に伴うものであるという。^(注17)例えば、康保2年「豊後國由原宮々師僧仙照解」には、

「判 任先例，充行季供，

守橘朝臣「恒平」

権掾藤原

介藤原

上毛野

大目生部

少目大原」

とあり、上に「豊後國印」が5つ押されている。これは、富田によると、「官位書」は全員のものがあるが、「位署」は守のみしかなく、「国司のうち主として守一人が受領として中央政府から国務を請け負い、介以下の任用国司は受領の属吏化する体制が成立したことを示す」様式となる。^(注18)しかも、「筑前筥崎宮塔院牒」に、^(注19)

「判，件塔院庄内田官物雜事，任代々例可勘免之，

少貳兼大介藤原朝臣「乙満」」

とあるように、10世紀中頃以降になると「守」のみが「大介」と称し、文書の上では単独の「官位書」及び「位署」しかなくなる。また、書き出しもこれまでは「國判」とあったが、10世紀中頃以降「判」だけで始まるものに変化する。この変化は、富田によれば、「社寺などから牒や解をうけた国衙が、従来「返牒」として国牒や国符を発給した事項を、送られた牒や解の奥などの余白に国判を加えることにより処理するようになったことを意味」するといふ。^(注20)このことは受領の支配体制の確立を示しており、私も富田の見解に賛成である。ただ、その際にも国印が「判」の部分には押されていて、印章を押すという行為そのものは続いており、印章を用いるという点に関する限り様式上の変化はない。^(注21)

(3)は11世紀になって出現し、しばらくは(2)と並行してみられるが、12世紀になるとこの様式ばかりになってしまう。(1)・(2)と(3)の決定的な差は国印が押されているか否かという点である。「国判」に国印を押すのは、「国判」に信用性や権威を持たせるだけでなく、証明書性格を付与する意味あいもあったと思われる。貞観10年6月28日官符には「印之爲用，實在取信，公私據此□決嫌疑，」とあって、元来、印章は文書としての信用をとるためのものだとして述べている。むろん、この語は『後漢書』馬援伝引用の『東觀記』にある言葉と似ており、この理念と実用の印章とのズレがすでに指摘されている。^(注22)確かに、継目印や蔵書印のようなものはこの理念からはかけ離れている。しかし、「国判」の場合は国が出す国務文書であり、信を取ることを必要とするものである。このように考えてよいなら、11世紀以降「国判」からしだいに国印が姿を消すことは重要である。すなわち、11世紀になると、印章を押すことで文書に信用性を持たせる必要がなくなってきたことを示してい

るとは言えまいか。とはいえ、このことをもって律令制の弛緩を意味するとだけ捉えるのは問題がある。文書の様式からすれば、「国判」の書き出しがこれまでの「判」から、「件」や「依」に変わり、更に11世紀後半からは「下留守所」で始まるものが出現する。この様式ではこれまでの「国判」が奥判であったのに対して裏判や袖判に変化している。しかも、受領の花押のみでよく、国印を押すことはない。印章を押すことがいかに煩わしいかすでに指摘されているが、^(注24)この様式では国印を押さないのだから手続きは簡単である。従って、これは新しい様式の出現であり、11世紀をもって「国判」は新段階に至ったとみることができのではなかろうか。この様式は「下文」の様式に准じており、受領はこれで「留守所」へ命令を伝達している。また、11世紀中頃から「国司庁宣」という様式が出現するが、これは遙任国司制度の進展により、在京の国司庁から発給された文書様式と言われている。^(注25)

「国判」も同様に在京の国司庁から発給されており、宛所が「留守所」になっている。しかし、宛所と送付先が異なることは先述のとおりであって、必ずしもすべてが「留守所」に送付されたわけではない。ただ、注意すべきは、国印の所在場所の問題であろう。「国判」の場合、袖判や裏判にある「下留守所」以下には国印が押されていないのでそれほど問題はない。しかし、同じ国司庁から出された「国司庁宣」の方には国印の押されたものが存在する。ただ、「国司庁宣」には「国符」と併用された例があり、^(注26)富田も後に訂正したように、^(注27)初期の国司庁は受領の居住地にあった可能性が考えられる。そのため、^(注28)国印の所在については国衙にあったとするのが自然だが、12世紀以降国印は完全に押されなくなるので、その後の国印の所在については不明な点が多い。

このように、「国判」は8世紀に成立し、9・10世紀に盛行したが、11世紀には衰退するようになり、12世紀前半にはその姿を変えるものであった。その中で、「国判」に用いられた国印は、11世紀後半に入るとしだいに押されなくなり、受領の花押のみで効力を発するに至り、文書も在京の国司庁から発給されるようになった。

3. 「国判」にみえる倉印

以上のような「国判」ではあるが、この例にあわないものもある。それは、(2)の様式とほとんど同じだが、「国判」部に「倉印」が押された点が異なっている。

倉印は、先述のように、印章の分類から言えば、律令に規定されていないが、公印的に使用されているので、準公印と呼称してもよい。倉印が公印的に用いられた例はすでに8世紀からある。岸 俊男の指摘によれば、「因播倉印」が「因播國印」とともに「因播國戸籍」に押されており、倉印の方は「課役の異動を確認する目的で、他の箇所と区別して捺されている」と言う。^(注29)しかも、倉印の大きさは国印とほぼ同じで、その製作時期は国

表1 倉印のある国司文書

	年次	西暦	文書名	印文	種類	出典
1	延喜 8. 1.25	908	某庄別当解	播磨倉印	国判	平遺1-198号
2	承平 2. 9.22	932	丹波国牒	丹波倉印	国牒	平遺1-240号
3	安和 2. 7. 8	969	法勝院目錄	山城倉印	国判	平遺2-302号
4	長治 2. 2.10	1105	橘経遠寄進状	攝津倉印	国判	平遺10-補31号

印よりも少し遅れ、養老3年頃と推定し、中央政府が倉印の全国的頒布によって国司の不動産管理権を制約しようとしたのではないかと論じた。確かに、不動産を開けるには中央の官符を待たねばならず、正倉の管理権は中央によってかなり制約を受けていたとみななければならない。従って、岸の主張するように、倉印は国司の正倉管理権の制約を目的に製作されたことはほぼまちがいないだろう。

なお、倉印の数であるが、『延喜式』の正税帳の様式では国全体の収支を記載した部分の最後のところ^(注30)にあり、その他の個所には書かれていない。8世紀の各正税帳でも各郡ごとの記載の直前にあって、基本的な記載様式は変わっていない。これらの各正税帳の記載によれば、「正倉印一枚」^(注31)とか「印一面」^(注32)、「正倉印一口」^(注33)と見え、各国ごとに1つであったことがわかる。ただ、保安元年「攝津國正税帳案」には、「倉印貳拾六面」^(注34)となっており、国ごとに1つではない。これは12世紀前半のものなので、どれほど確かかわからず、ここでは岸説に従い、倉印は1国に1個としておきたい。

次に、倉印の押された「国判」について少しく検討してみる。倉印の押された国司文書は表1のとおりである。

現在、確実に国司文書に押印された倉印は以上の4例^(注35)である。1例が「国牒」のほか、残りすべて「国判」である。国司文書にはこのほか「国司庁宣」があるが、これには国印が押された例はあるものの、倉印を押したものは管見の限りではみつからなかった。10世紀以降の「国判」は一般的に免除領田制に関するものが多く、1はその早い例と考えられ、3・4も内容的には所領に関するものである。



山城倉印

第1図「倉印」の印影

(岸『日本古代籍帳の研究』から)

署名は、4以外はすべて「官位書は全員のものはあるが、署判は守のものしかない」様式に入る。また、4も守のみの単独官位署・署判であり、いずれも受領が国衙における支配権を確立した後の様式に分類することがで

き、時代は10世紀以降に限定される。普通の国司文書の場合、ここには国印が押されるはずである。しかし、「国判」のみ、内容的には国印を押したものと変わらないが、倉印を押しているのである。倉印そのものについては後述するとして、今は倉印の押された「国判」の例をあげるに留めたい。

以上の表1の例は、第1図にあるように、確実に「倉」と認め、しかもその大きさが方5.9～6.1cmと国印と同じ規格であったことがわかる。それに対して、次にあげるものは従来から読み方が混乱していて、2通りあった。大きさも方5.1cmと第1図にあるものより一まわり小さい^(注36)。第2図はその印影をトレースしたものだが、これで見ると第3字は「倉」とも「守」とも読める。木内武男は、『日本の古印』でこれを「守」や「國」と読んだが^(注37)、後に出した『日本の官印』では「倉」と「國」に統一した^(注38)。竹内理三は、『平安遺文』では両方に読んでおり、読み方がバラバラである。図2-1・2・3・4・5を「倉」と読み、図2-6を「守」と読んだが、いずれも同じ字体で同一文字であることは動かない。また、富田正弘は、すべて「倉」と読んで^(注39)いる。

このように、第3字は字体が変化に富み、読み方に混乱があった。全体に日本の印章の文字(篆書)は、基本形から見れば変化が激しく、読み方がむづかしい。この印影ではすべての文字がかなり基本形を崩しており、日本の篆書体の複雑さを物語っている。なお、この印章の押された文書で確認したものは表2のとおりである。

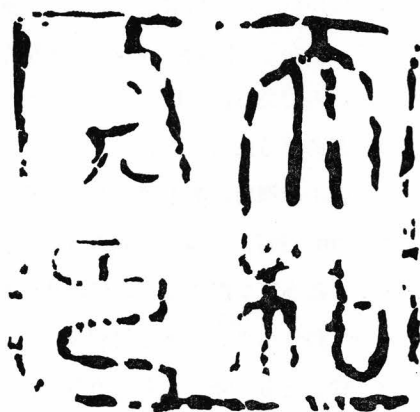
これらの印影の第3字は「𠂔」と書かれており、「國」ではないが、「守」とも「倉」とも読める。「守」の篆書体は「𠂔」で、「倉」の篆書体の「倉」よりも近く見える。しかし、「守」の中の寸の部分、は、『説文解字』に「十文也、人手卻一寸動𠂔謂之寸口、从又一、」とあり、手の後ろの一寸の動脈を寸口という。つまり、寸は手を意味しており、篆書体では「𠂔」のように突き抜けていなければ「寸」とはなりえない。だが、この印影では「𠂔」となっていて、明らかに離れている。従って、これは「守」ではないと判断せざるをえない。また、「倉」とすれば、かなりの省略があると考えなければならない。

このように、篆書体だけではどちらとも言えないが、今のところ「倉」とする方がよりよいように思われる。印影全体から見ると、「倉」の「口」部の上の線が省略され、込み入ったところを大胆に省いた形態とみるのが最もふさわしい^(注40)。従って、これらの「国判」に押された印章は、倉印ということになる。

以上のように、「国判」に押されたのは倉印であろうが、表1と比較すると、時期は同じか少し下がるだけでなく、篆書体が全く異なる。文書の内容は、いずれも免除領田制に関わり、表1のものと共通するが、印影すべてが「大和倉印」である。ほかにこの書体で書かれたものはないので、次にこれらの印影から「大和倉印」の個体数を推定したい。



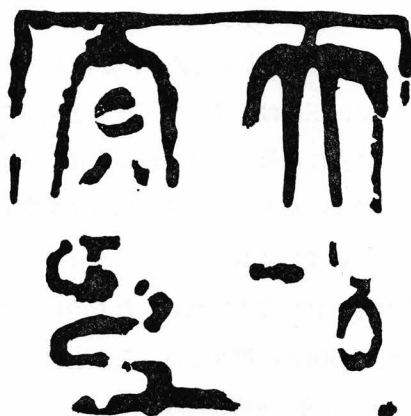
(1) 永祚元 (990) 年11月21日



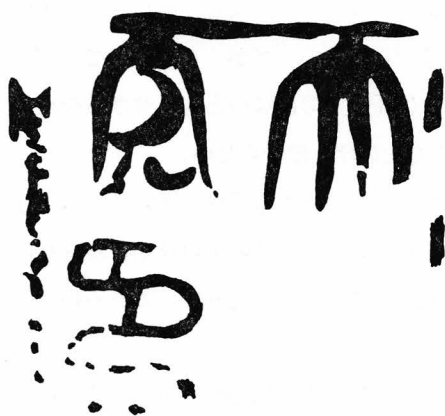
(2) 正暦5 (994) 年9月9日



(3) 寛弘3 (1006) 年9月2日



(4) 長和2 (1013) 年11月25日



(5) 寛弘6 (1009) 年12月20日



(6) 永承元 (1046) 年11月28日

第2図 栄山寺牒にみえる「大和倉印」

表2 大和国の「国判」に押された印章

番号	年次	西暦	文書名	国判国名	『平安遺文』	備考
(1)	永祚 2.11.21	990	栄山寺牒	大和国	2-341号	第2図-(1)
(2)	正暦 5. 9. 9	994	栄山寺牒	大和国	2-359号	第2図-(2)
(3)	寛弘 9. 9.21	1006	栄山寺牒	大和国	2-443号	第2図-(3)
(4)	寛弘 3.11.20	1006	弘福寺牒	大和国	2-449号	未見
(5)	寛弘 6.10.20	1009	栄山寺養	大和国	2-449号	
(6)	寛弘 6.12.20	1009	栄山寺牒	大和国	2-451号	第2図-(5)
(7)	長和 2. 9.10	1013	栄山寺牒	大和国	2-471号	
(8)	長和 2.11. 9	1013	弘福寺牒	大和国	2-473号	
(9)	長和 2.11.25	1013	栄山寺牒	大和国	2-474号	第2図-(4)
(10)	寛仁元. 9.25	1017	栄山寺牒	大和国	2-478号	
(11)	治安元. 9.27	1021	栄山寺牒	大和国	2-484号	
(12)	萬壽 2.11. 5	1025	栄山寺牒	大和国	2-503号	天地逆に押印
(13)	長元 2. 9.28	1029	栄山寺牒	大和国	2-516号	
(14)	長元 9 11 一	1036	栄山寺牒	大和国	2-572号	未見
(15)	永承元.11.28	1046	栄山寺牒	大和国	3-638号	第2図-(6)
(16)	永承 5.11.13	1050	栄山寺牒	大和国	3-684号	未見
(17)	天喜 2.一.一	1054	栄山寺牒	大和国	3-724号	
(18)	康平 2. 3.25	1059	栄山寺牒	大和国	3-925号	

印章の個体数を考えるに際しては、藤枝 晃が「『徳化李氏凡将閣珍藏』印について」で提示した「印影を拡大して比較する」方法を用いた。^(注41) 印影の第3字目だけをみるとあまり変化はないが、「大」には少なくとも三種類ある。肩の張ったものと張らないもの、足の部分が上のところで丸くなっているものなどである。このような各点を考慮して検討した結果は次のとおりである。ただ、朱のつけすぎなどで、にじんでいる例もあり、判定しにくいものもあったが、各線の角度等から判断した。

ア 第一印影……(1)・(2)

「大」は左肩が下がっている。「和」は偏と旁のバランスがよく、均整がとれている。「倉」は中の部分にすでに省略が認められ、著しく原形を崩している。「印」は全体に角ばっている。

イ 第二印影……(3)・(9)

「大」の両肩が張るように横にのびて、角張らずに下方へのびていく。「和」は口のと

ころがやや大きくなる。「倉」は基本的にはアと同じだが、口が短い線で表現される。「印」は線がダラダラと丸みをおびて繋がっている。

ウ 第三印影……(5)・(6)・(7)・(10)・(11)・(12)・(13)

「大」は両肩が丸みをおびて下にのびている。「和」はイと変わらないが、全体に写りが悪い。「倉」は中がイよりも丸く表現され、口も円弧のように丸くなる。「印」は第1線目が真っすぐになるが、堅い感じは受けない。

エ 第四印影……(15)・(17)・(18)

「大」は中の部分が上から離れて、ヘアピン状に下へのびる。「和」は偏の方がやや角張ったようになる。「倉」は中の丸いところが大きくなり、口は円に近くなるが繋がることはない。「印」は下の方の空間が狭くなり、丸く縮んだように見える。

「大和倉印」は以上四種類が存在したと考えられる。表2にあげた文書は前後70年間にわたっているが、その間に四種類の「倉印」が使用されたことは注目すべき事実である。しかも、第二印影の使用例は、現在のところ2例しか確認できていないが、第三印影の使用期間と重複しているように見える。しかし、公印と同様に用いられている倉印が同時に二つ存在したとは考えにくい。公印の場合、印章を取りかえる際、太政官符が出され、中務省で内匠寮の官人が少納言・寮頭等立会のもとで製作している。^(注42)先述のように、倉印も元来中央で造って地方に下したものであるから、この規定が準用されたとみるのが自然であろう。ただ、先述のように、12世紀前半の「攝津國正税帳案」には倉印が26面あったことから、必ずしもこの規定どおりとは言えないが、基本は1国1面とするのが正しかろう。従って、(9)は長和2年の文書ではなく、(3)と近い時期のものと考えざるをえない。

ところで、(9)についてはすでに米田雄介が「長保4(1002)年11月25日」の文書と考証している。^(注43)米田によれば、免除領田制は国司交替毎に文書により申請手続きを要するが、「長和2年11月」では前回の(7)から2か月で国司も交替していないこと、花押も(7)と異なること、「和二年」の部分が後世の異筆であること、といった点から上記の年期を考証した。この米田の考えは、私が印影から割り出した時期とほとんど一致しており、(9)の文書が「長保4年」のものであることはほぼ確実と思われる。

このように(9)が「長保4年」の文書であるとすれば、「大和倉印」は約70年間に短いもので10~20年、長いもので30年間隔で倉印が1個ずつ用いられたとすることができる。印章の耐用年限を50~60年とすれば、やや短いと言わねばならない。ともかく、ここでは大和国のみ「国判」に「大和倉印」と特異な篆書体で書かれた印章があり、およそ4つの印章が約70年間にわたって用いられたことを指摘しておきたい。

4. 「大和倉印」の持つ意味

「大和倉印」が押印された文書は、確認できるものは先の栄山寺・弘福寺関係に限られ、いわゆる免除領田制に関するものばかりであった。しかも、時代は10世紀末から11世紀中頃までの史料であり、国司が受領として支配権を確立した時期にあたっている。文書の様式も、富田の言う「守」のみの単独官位書及び位署しか持たないものである^(注44)。

先に私は、免除領田制において免除申請は国司の交替毎に行われたとする米田説を紹介した。この説を集大成したのは坂本賞三^(注45)である。坂本によれば、荘園領主は国司交替毎に荘園の坪付・面積等を書いて国衙に免除申請し、田所でそれを国図や検田帳で照合した上で、免除したという。また、国司検田権の確立に伴い、免除領田制は官省符の指示によらず慣行的に行われるようになったと説いた。森田悌はこの坂本説に対して、国司の交替毎ではなく、国司による収公の行われた後に荘園領主は免除申請したと反論した^(注46)。森田によれば、新開田の収公は律令制自体にあることで、10世紀後半以降になって収公が強化されるということである。坂本の場合は免除領田制の成立を10世紀として、それ以降を王朝国家と呼称した。それに対して森田のほうは、この説の基底にある新開田収公が律令制の延長上にあるという考え方であって、受領が国内の各荘園領主から免除申請を受け、照合審査し官物徴収を免除した点については両者とも変わらない。この点を踏まえて、倉印のあり方について考えてみたい。

元来、倉印は、岸の述べたように、国司の正倉管理権を中央政府が奪う目的で、中央から国衙へ頒布されたものである^(注47)。しかも、戸籍などに国印と並んで押印するなど、倉印の成立した8世紀段階から地方行政を行う上で必要な印章であって、公印の性格を強く持っていた。しかし、10世紀後半から11世紀にかけては各国の正倉は空になる時期であるため^(注48)、倉印自体の性格も変わってきているとしなければなるまい。現存する倉印はいくつかあるが、いずれもよく使用されたあとが窺える。また、各国府近くには印鑰神社があり、律令制の弛緩とともにここに収められて神として祀られたと言われている^(注49)。倉印も国印もある国衙ではここに収められた可能性が高く、国司が国内祭祀を掌る立場から祀ったことも考えられる。このようなことからみて、国印と倉印は用途にいくらかの差をもたしつつ、国司が保管・管理したとみるのが自然であろう。

ところで、この10世紀後半から11世紀にかけての「国判」には、やはり、先述の国々を除くと、国印が用いられている。すなわち、同じ免除領田制に関わる文書でも国印と倉印の押印があったのであり、この段階では両印の使用に差があったとはいえない。むしろ、各国衙によって各々使用の仕方が異なっていたと解すべきであろう。例えば、寛弘10年1

月26日付け「由原宮々師解」の「国判」には「豊後國印」が押されて^(注50)おり、永承7年10月の「元興寺三論供家牒」の「国判」には「近江國印」が押されて^(注51)いる。逆に倉印が押された文書は、大和が18例あるほか、播磨・山城・摂津・丹波が各1・2例ある程度で、畿内とその周辺に限られていて、いわゆる遠国では国印の方が用いられている。

このように、現存の古文書から推定する限り、倉印は畿内と周辺部にその使用が限られており、その文書の内容も免除領田制に関わるものであった。このことは、いったい何を意味するのだろうか。先に私は、国印や倉印の保管場所を国衙内ではないかと推定した。このことは、「国司庁宣」からも推定できる。「国司庁宣」には、伊勢(?)・安芸・伊賀・石見・大和・大隅の6か国を例外とすれば、その他の国々のものには印章は押されていない。しかも、国印が押されるのは「国司庁宣」としては比較的初期のものであり、国司遙任制が本格化すると、国印は見られなくなる。^(注52) こういったことも、先述の印鑑神社のことともあわせて、国印・倉印が基本的には国衙に保管されていたことを傍証すると考えてよいのかもしれない。もし、このように考えてよいならば、倉印が使用された意味を次のように推測することができよう。

10世紀後半以降、国衙内の支配権を確立した受領は、各荘園領主から提出される官物免除申請に対し、それを認定する権限を持っていた。そのため、受領の支配権確立に伴って各文書に押印する印章の使用も受領の専権事項となったとは考えられまいか。例えば、各「国判」には国衙によって、国印が用いられたり、倉印が用いられたりしている。この印章の使用に対する不統一こそ、受領の専権事項であることを示す好例と言える。ただ、大和の場合、4個も使用されながら、倉印ばかりで国印が使われることがなかったのか、疑問が残るところである。特に、倉印が中央から下されるものとすれば、なぜ今1つの国印の方を押さなかったのか大いに疑問とすべき点であろう。或いは、大和国にはすでに国印がなかったのかもしれない。しかし、承暦2.11.10「大和国司廳宣」には国印が押されて^(注53)いると言われているので、必ずしもそう考える必要はなからう。

なお、倉印が「国判」や「国牒」に用いられるようになったのは、古文書の様式からすれば、国守の単独署判の時期にあたっている。このことも、受領の国衙支配の確立を示すものであり、各印章の管理・使用が受領の専権事項であったとする私見を傍証するものと思う。

5. おわりに

以上、倉印についてみてきたが、これまでの考察の結果、明らかになったことをまとめると次の4点になろう。

- (1) 「国判」の様式は8世紀からあるが、9・10世紀に盛行し、11世紀後半には衰退し、12世紀前半にはその姿を変え、印章は押されなくなる。
- (2) 倉印は主として免除領田制に関わる文書に用いられたが、その使用された範囲は主に畿内とその周辺部であった。
- (3) 栄山寺や弘福寺関係の大和国の「国判」に押された印章は、従来から「守」と読むか「倉」と読むか、その読み方に混乱があったが、「倉」が正しく、かつ他の倉印よりも一まわり小さく、70年間に4種類の倉印が使用された。
- (4) 「国判」に倉印を押すか、国印を押すかは、受領の専権事項であるらしく、各国によって相違している。また、国印・倉印の保管場所についても、基本的には国衙内であるらしく、場合によっては国司とともに在京の国司庁にあることも考えられる。

以上のように結論することができるが、日本古代の印章に関する研究は始まったばかりで、今回とりあげた倉印もあまり注目されるには至っていない。しかし、印章のあり方や動きを考えることによって、当時の受領のようすや荘園領主との関係などを、これまでとは違った観点から考察できるように思う。ただ、在京国司庁から出す「国司庁宣」と国衙で出す「国判」の両方に、同時期において国印を押した例があるが、この場合の印章の保管・移動といった点については、今回触れられなかった。特に、なぜ倉印が押されたのかについてはほとんど言及することができなかった。また、ここでは倉印の使用及び印影の読み方が考察の中心であったため、国衙と荘園領主との関係といった具体的な事柄を考えるには至らなかった。これらを今後の課題として、今は大方の批判を仰ぎたい。

なお、最後になったが、本稿を草するにあたり、史料については富田正弘氏に、印影の読みに関しては末次信行氏にお世話になった。また、史料の収集については福山敏男理事・長・今谷 明氏・亀井正道氏・梶木良夫氏・寺内 浩氏にそれぞれご協力を賜わった。末筆になったが、心から謝意を表したい。

(土橋 誠＝当センター調査課調査員)

注1 會田富康「日本古印新攷」中央公論美術出版 1947.10など

注2 石井良助「はん」学生社 1964.3

注3 木内武男編『日本の古印』二玄社 1964.10

注4 荻野三七彦『印章』吉川弘文館 1966.5

注5 木内『印章』柏書房 1983.6

注6 公式令・天子神璽条

注7 律令の規定にはないが、郡印・倉印・軍団印・郷印も含めて公印と呼ぶこともある。ここでは荻野の考えに従って、律令の規定にはないが公式的に用いられた印を「準公印」と呼ぶことにする。

- 注8 佐藤進一「中世史料論」(岩波講座『日本歴史』25 岩波書店) 1976.9
- 注9 富田正弘「国務文書 付大宰府文書」(『日本古文書学講座』3 古代編 雄山閣) 1979.8
- 注10 ただ、8世紀代の「国判」は本文中でも述べたとおり、前半段階では成立しておらず、売買立券の盛行する後半から様式的に成立してくる。
- 注11 『大日本古文書』巻3 112頁
- 注12 富田・前掲注9論文 108~111頁
- 注13 坂本賞三『日本王朝国家体制論』東京大学出版会 1972.3
- 注14 富田「平安時代における国司文書について—その位署形態と国司庁宣の成立—」『資料館紀要』4 1975.7 以下の記述はこの論文に負うところが多い。
- 注15 『大日本古文書』巻3 513頁
- 注16 富田・前掲注14論文 5~11頁
- 注17 富田・前掲注14論文 12~24頁、同・前掲注9論文 104~108頁
- 注18 『平安遺文』第1巻 285号
- 注19 富田・前掲注9論文 引用箇所は106頁
- 注20 『平安遺文』第2巻 328号
- 注21 富田・前掲注14論文 引用箇所は20頁
- 注22 栗原朋信『秦漢史の研究』吉川弘文館 1960.5 215頁
- 注23 荻野「日本上代の印章」『古代学』13-2 1966.12
- 注24 荻野・前掲注4書 103~107頁
- 注25 富田・前掲注14論文 29~49頁
- 注26 長久2.11.12「大隅國司廳宣案」と長久4.8.11「大隅國符案」、永承3.閏正.3「伊賀國符案」、永承3.壬正.3「伊賀國符案」と永承3.潤正.17「伊賀國司廳宣案」、承保3.2.14「美濃國司廳宣案」と承保3.3.26「美濃國符案」
- 注27 富田・前掲注9論文 116頁
- 注28 富田自身は「国符は国衙から、庁宣は在京の国司庁から発給される」とした見解は訂正を要する」としただけで、国司庁の所在については述べていない。しかし、両者が併用されたことや後には「留守所」宛のものが多くなること、更に国司庁=受領庁と考えられることから、初期の国司庁が任国にあったとしても後には在京のものを指すようになったことはほぼ確実であろう。
- 注29 岸 俊男「倉印管見」(同『日本古代籍帳の研究』塙書房) 1973.5 引用箇所は441頁
- 注30 『延喜式』巻27 主税下 正税帳条
- 注31 天平5年「隱岐國正税帳」(『寧樂遺文』上巻 250頁)、天平11年「伊豆國正税帳」(『寧樂遺文』上巻 236頁)
- 注32 天平9年「長門國正税帳」(『寧樂遺文』上巻 265頁)
- 注33 天平10年「駿河國正税帳」(『寧樂遺文』上巻 230頁)
- 注34 『平安遺文』第10巻 補45号
- 注35 このほか、寛弘6年10月28日「東寺伝法供家牒」の「国判」部に押された印章は「丹波倉印」の可能性がある。しかし、第3字目が不鮮明なため、今のところ「国印」とも「倉印」とも断定するには至っていない。
- 注36 この倉印が他のものより小さいという事実や篆書体の特異であるといったことから、この印が偽印であり、ひいては文書も偽作とする考え方が成立するかもしれない。しかし、栄山寺牒だけでなく、弘福寺牒もあって、それぞれ国司の交替毎に作成され、その権利者であるその寺院もしくは関係寺院に伝来したことを考えると、真印であり、真文書とするの

がよいように思う。ただ、やはり偽印である可能性は残るので、紙・書体・文書内容等の総合的な観点から調査した上で鑑定する必要がある。

- 注37 木内・前掲注3書192頁
- 注38 木内『日本の官印』東京美術 1974.11
- 注39 富田・前掲注14論文 第4表
- 注40 この文字の読みは、末次信行氏の御教示による。
- 注41 藤枝 晃『『徳化李氏凡将閣珍藏』印について』『京都国立博物館學叢』7 1986.1 同
『『徳化李氏凡将閣珍藏』の偽印から』『言語生活』406 1985.9, 同『『木斎審定』印の偽
印から』『言語生活』407 1985.10
- 注42 延喜・中務省式 鑄印条
- 注43 米田雄介「栄山寺領と南家藤原氏」『日本歴史』232 1967.9
- 注44 富田・前掲注14論文 12~24頁
- 注45 坂本・前掲注13書 第1章
- 注46 森田 悌「摂関期における荘園整理」同『平安時代政治史研究』吉川弘文館 1978.12
- 注47 岸・前掲注29論文 450~451頁
- 注48 寺内 浩氏のご教示による。実際、国印を押すべきなのに、倉印を造っていることは注目
すべきことである。なぜ国印を造らなかったのか疑問だが、この段階ではもはや倉印に本
来の機能があったとは考えられない。
- 注49 太田 亮「国府・国分寺関係の神社」(角田文衛編『國分寺の研究』上巻 考古学研究会)
1938.8, 荻野・前掲注4書 48~52頁
- 注50 『平安遺文』第2巻 469号
- 注51 『平安遺文』第2巻 695号
- 注52 国印が最後にみられるのは、保安3(1122).12.9「安藝國司廳宣」である。この文書は「田
所」宛になっており、国衙内に対するものである。「田所」宛で国印の押されたものはも
う1通あるが(『平安遺文』4-1293), これらが果たして同一国衙内から出されたものかど
うか不明である。もし、在京の国司庁からとすれば、国印等の保管場所についてはやはり
問題になる。すなわち、従来国衙に保管された国印が国司庁に移されたのか、「国司庁宣」
から一旦「留守所」に送付されて国印が押されたかのいずれかになる。現段階では断案は
ないが、本文で述べたように、各種の理由から基本的には国印・倉印の保管場所につい
ては国衙内とすべきであろう。
- 注53 富田・前掲注14論文 第3表, 但し、私は実見していないので何とも言えないが、もしこ
れが「大和倉印」であれば、大和国では国印がすでに失われていた可能性もある。